

知多市公告第 3 2 号

旧清掃センター解体工事（週休 2 日）の制限付き一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び知多市契約規則（昭和 4 5 年知多市規則第 1 9 号）第 7 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 4 月 8 日

知多市長 宮 島 壽 男

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 旧清掃センター解体工事（週休 2 日）
- (2) 工 事 場 所 知多市北浜町地内
- (3) 工 期 契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 2 6 日（金）まで
- (4) 工 事 概 要

ア 構造及び規模 工場棟鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）5 階建て（ごみ処理設備及び粗大ごみ処理設備）

イ 延 床 面 積 1 0, 2 4 3. 8 8 m²

ウ そ の 他 車庫棟、計量棟、油庫、トラックスケール等の付属設備一式

エ 処 理 能 力 ガス化溶解設備 1 3 0 t / 日（6 5 t / 日 × 2 系統）
粗大ごみ処理設備 3 5 t / 5 時間（1 系統）

(5) 入札方法

ア 本入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/E C）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施する。

なお、電子入札システムは、以下のポータルサイトにアクセスして使用する。

<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

イ 入札の実施及び入札方法の詳細については、知多市制限付き一般競争入札を対象とする建設工事の基準、知多市電子入札実施要領及び知多市建設工事関係等入札者心得書によるものとする。

2 入札者に必要な資格に関する事項

本入札に参加する者に必要な資格は、次の各号に掲げる要件を備えた特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）とする。

- (1) 特定JVの構成数は、2者とする。（構成員1「代表者」、構成員2「構成員」とする。）
- (2) 結成方法は、自主結成方式とする。
- (3) 特定JVの構成員1「代表者」の出資比率は、構成員のうち最大の比率でなければならない。
- (4) 特定JVの構成員2「構成員」の出資比率は、30%以上であること。
- (5) 各構成員は、対象工事の入札参加において、2以上の共同企業体の構成員を同時に兼ねることはできない。
- (6) 各構成員は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

ア 特定JVの全ての構成員に必要な条件

- (7) 公告日時点において、令和5年知多市告示第121号に基づく入札参加資格審査申請書を提出し、受理されている者で本市の解体工事に関する有資格者名簿に登録されている者であること。
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により許可を受けた特定建設業許可業者であること。
- (ロ) 建設業法第27条の23の規定に基づく直近の経営事項審査の解体工事の総合評定値が、1,050点以上の者であること。ただし、知多市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者にあつては、700点以上の者であること。
- (エ) 令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (オ) 制限付き一般競争入札参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）提出期限の日から入札執行日までの期間に本市から指名停止処分又は指名見合せ処分を受けていない者であること。
- (カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、更正計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした

者にあつては、再生計画の認可がなされていないものでないこと。

- (キ) 建設業法第26条の規定により、請け負った建設工事のうち、5,000万円以上のものを下請負により施工しようとするときは、主任技術者に代えて専任の監理技術者を配置することができる者であること。
- (ク) 対象工事に係る設計業務等の受託者である株式会社環境技術センター名古屋営業所（愛知県名古屋市名東区上社2-218-5B）と資本面又は人事面において関連がない者であること。
- (ケ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、本市発注建設工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

イ 代表者に必要な条件

- (ア) 有資格者名簿に登録されている営業所の所在地が愛知県内であること。
- (イ) 公告日を起算日とし、過去5年間に本市又は国、他の地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）において、当該工事と同種又は類似の施工実績を持つ者であること。

なお、共同企業体の構成員としての実績については、出資比率20%以上の工事に限るものとし、出資比率に応じた施工実績とする。

（同種又は類似の工事とは、過去5年間に、元請として国又は地方公共団体（一部事務組合等を含む。）が、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づき発注した一般廃棄物焼却施設（50t/日以上）の解体工事を完了し、及び引き渡した実績があること。）

- (ウ) 次に掲げる要件を全て満たしている監理技術者を本工事に専任で配置することができること。
 - a 解体工事に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者。
 - b 入札参加申込書提出日以前3か月以上の恒常的な雇用関係がある者。

ウ 構成員に必要な条件

(7) 有資格者名簿に登録されている営業所の所在地が愛知県知多建設事務所管内であること。

(イ) 工事に必要な監理技術者又は主任技術者を専任で配置することができること。また、配置する技術者は、入札参加申込書提出日以前3か月以上の恒常的な雇用関係がある者であること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 設計図書の閲覧

設計図面、設計書及び特記仕様書（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧方法

電子入札システムの入札情報サービス（入札公告）に掲載する。

イ 閲覧期間

令和7年4月8日（火）午後5時から令和7年5月20日（火）午後3時までとする。

(2) 現場見学会の開催

現場見学会を次のとおり開催するので、参加を希望する者は申込みすること。なお、見学会に参加しなくても入札に参加できるが、本入札に関する全ての事項を承認しているものとみなす。

ア 開催日時

令和7年5月7日（水）及び8日（木）

いずれも午前11時から午後4時まで（予定）とし、以下の時間帯で行う。

見学時間は、1者当たり60分を目安とする。

① 11:00～12:00 ② 13:00～14:00

③ 15:00～16:00

イ 申込方法

その旨を記した書面（任意）を次のとおり電子メールで提出すること。

(7) 提出期間 令和7年4月21日（月）から23日（水）午後5時まで

(イ) 提出先 知多市役所総務部施設マネジメント課

メール shisetsu@city.chita.lg.jp

(ウ) 日程決定連絡 令和7年4月25日(金)に電子メールで通知する。

ウ その他

(ア) 書面(任意)には参加可能な時間帯を複数記載すること。

(イ) 現場確認には市職員に身分証明書を提示の上、入場すること。

(ウ) 敷地内及びその周辺は禁煙とする。

(エ) 敷地内に車両の駐車は可とする。西知多クリーンセンター利用車両の通行を優先し、交通安全に十分留意すること。

(オ) 本工事に関連する施設の撮影は可とするが、撮影した写真等は本業務以外には利用しないこと。

(カ) ヘルメット、作業服、安全靴、ヘッドライト等その他安全装具を持参すること。

(キ) 現場確認は本工事に関する事項のみとする。また、市職員等の発言は本工事における個別の業務条件を規定し、又は許可するものではない。

(3) 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、電子入札システムの入札情報サービス(入札公告)に掲載する質問書の様式を使用し、次のとおり提出すること。

ア 提出先 〒478-8601

愛知県知多市緑町1番地

知多市役所総務部施設マネジメント課

メール shisetsu@city.chita.lg.jp

イ 提出方法 持参、郵送又は電子メールによる。

ウ 提出期限 令和7年5月12日(月)午後4時まで

エ 質問に対する回答

質問に対する回答書は、令和7年5月14日(水)までに電子入札システム入札情報サービス(入札公告)に掲載する。

4 入札参加申込書の提出

入札に参加を希望する者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。また、期間内に入札参加申込書を提出しない者は、本入札に参加することができない。

(1) 期間

令和7年4月9日（水）午前8時から令和7年5月15日（木）午後5時までの、
電子入札システム利用可能時間

(2) 方法

電子入札システムにより入札参加申込書に必要事項を入力して送信する。

5 入札書及び工事費内訳書の提出

(1) 提出期間

令和7年5月16日（金）午前9時から令和7年5月20日（火）午後3時までの、
電子入札システム利用可能時間

(2) 方法

電子入札システムにより必要事項を入力して、工事費内訳書を添付ファイルとして
提出する。

(3) 入札金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札回数

1回

6 開札の場所及び日時

(1) 場所 知多市役所 書庫棟会議室1

(2) 日時 令和7年5月21日（水）午前11時00分

7 予定価格及び最低制限価格に関する事項

- (1) 予定価格（入札書比較価格） 1, 360, 000, 000円
- (2) 最低制限価格 有

8 入札の無効に関する事項

次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで、所定の入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保の提供をしない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札（電子入札にあっては、所定の日時まで契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされない入札）
- (4) 入札に際して談合等による不正行為があった者のした入札
- (5) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 代理人が委任状の提出をしないで行った入札
- (8) 記名及び押印のない入札（電子入札にあっては、電子署名又は電子証明書のない入札）
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんした入札
- (11) 入札書の記載事項を訂正した場合において、訂正印（使用印届が出されている届出印又は委任状に押印してある代理人の私印）のない入札
- (12) 7(1)に記載する予定価格の制限の範囲を超える価格、最低制限価格未満の価格の入札、工事費内訳書の提出のない入札又は工事費内訳書の工事価格を超える入札
- (13) 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の名義人のICカードを使用する等、ICカードを不正に使用して行った電子入札
- (14) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ指示した事項に違反した入札

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札参加者は、その見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を開札日当日の開札執行前に納付しなければならない。

(2) 入札保証金に代わる担保

前号の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債その他次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 政府の保証のある債券

イ 市長が確実と認めた社債

ウ 銀行その他市長が確実と認める金融機関（以下この号において「銀行等」という。）に対する定期預金債権

エ 銀行等が振り出し、又は支払保証をした小切手

オ 銀行等の保証

(3) 入札保証金の納付の免除

入札参加者が、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供を免除する。

ア 保険会社との間に知多市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。なお、保険契約の期間は、知多市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年知多市条例第41号）の規定に基づく知多市議会の議決承認日まで有効であること。

イ 過去2か年の間に国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人において、当該工事と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これに該当する契約の全てを誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認めるとき。

10 落札者の決定

(1) 本入札において、開札後に予定価格と最低制限価格の範囲内で最も入札価格の低い者（電子入札システムから発行される落札候補者決定通知書に記載される落札候補者リストの中で最も入札金額の低い者。以下「落札候補者」という。）の入札参加資格を審査し当該要件を満たしていることが確認できた場合

に、当該落札候補者を落札者として決定する。入札参加者は開札日時以降に落札候補者決定通知書を確認し、自らの入札価格が最も低い場合は、次に掲げる添付書類を落札候補者決定通知日から起算して2日以内（休日を除く。）に知多市総務部財政課まで持参により提出すること。

ア 落札候補者決定通知書（電子入札システムから発行されたもの）の写し

イ 同種・類似工事の施工実績調書（同種又は類似の工事とは、過去5年間に、元請として国又は地方公共団体（一部事務組合等を含む。）が、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づき発注した一般廃棄物焼却施設（50t／日以上）の解体工事を完了し、及び引き渡した実績があること。）及び当該工事契約書の写し

ウ 配置予定の技術者に関する調書（監理技術者証の写し及び国土交通大臣の登録を受けた講習の終了証の写しを添付のこと。）

エ 経営事項審査結果通知書の写し（入札参加申請書の提出期限前1年7月以内のものであり、かつ直近のものに限る。）

オ 過去2か年の間に国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人と契約した場合は、その契約書の写し

カ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

キ 委任状

- (2) 落札者を決定したときは、落札者決定通知書により速やかに通知する。
- (3) 落札候補者の入札参加資格の審査の結果、入札参加資格の要件を満たしていない場合は、適格者が確認できるまで、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を新たな落札候補者として入札参加資格を審査し当該要件を満たしていることを確認する。この場合は(1)中「落札候補者決定通知日」とあるのは、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとする。
- (4) 落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていない場合には、当該落札候補者に対して一般競争入札参加不適合通知書に理由を付し通知する。
- (5) 一般競争入札参加不適合通知書を受領した者は、その通知を受領した日から起算して5日以内（休日を除く。）に、その理由に対して書面により説明を求めることができる。

1 1 入札に関する注意事項

(1) 入札会の延期等

ア この公告の日以後であっても、談合の事実又は疑惑があると認めた場合は、入札会は延期するものとする。

イ 入札参加申込書を提出した後であっても、入札を辞退することができる。この場合において、入札参加申込書を提出した者は電子入札システムにより辞退する旨を送信すること。

(2) 落札金額が2人以上同額の場合の取扱い

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子くじにて落札者候補者を決定する。この場合において、当該入札者は、電子くじを辞退することはできない。

(3) 法令等の遵守

入札参加者は、入札及び契約事務に関する関係法令及び知多市の規則、要綱、入札者心得書、約款等を遵守しなければならない。

(4) 違約金の納付

入札保証金の納付の免除を受けた者が落札者となった場合において、当該落札者の責に帰すべき事由により、契約を締結できないときは、当該落札者は、違約金としてその見積る契約金額の100分の5の額を市の発行する納付書により納付しなければならない。ただし、9(1)の規定により入札保証金を納付している場合は、この限りでない。

(5) その他

入札参加者は、入札後この公告、設計図書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 2 その他

(1) 契約の時期

本入札については、知多市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年知多市条例第41号）の規定に基づき、知多市議

会の議決に付さなければならない案件のため、建設工事請負仮契約書を取り交わし、知多市議会の議決承認後に本契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 契約保証金に代わる担保

ア 9(2)の規定は、契約保証金に代わる担保について、これを準用する。

イ アに規定するもののほか、契約保証金の納付は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。

(4) 契約保証金の納付の免除

契約の相手方が、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保の提供を免除する。

ア 保険会社との間に知多市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 過去2か年の間に国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人において、当該工事と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これに該当する契約の全てを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(5) 前金払の支払条件

契約の相手方から請求があった場合は、令第163条の規定に基づき次に掲げる金額を前金払いする。ただし、その金額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

ア 前金払 契約金額の10分の4の割合

イ 中間前金払 契約金額の10分の2の割合

(6) 建設リサイクル法関連

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の規定に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等を行うための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、積算したうえで入札すること。

また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。

1.3 問い合わせ先

(1) 入札に関すること

〒478-8601 知多市緑町1番地
知多市役所総務部財政課 契約・物品管理チーム
電話番号 0562-36-2632（直通）
FAX番号 0562-32-1010（代表）

(2) 仕様に関すること

〒478-8601 知多市緑町1番地
知多市役所総務部施設マネジメント課 施設マネジメントチーム
電話番号 0562-36-2691（直通）
FAX番号 0562-32-1010（代表）